

保険番号マスク (群馬県10)

番号	設定項目名		子ども		重度心身障害者(児)			母(父)子家庭等		高崎老人						後期高齢障害					
	制度名																				
1	保険番号	145	245	146	246	143	243	155	255	355	455	555	655	177	187						
2	法別番号	72	72	70	70	78	78	55	55	55	55	55	55	77	87						
3	短縮制度名	子社国	子組合	障害社国	障害組合	母子社国	母子組合	崎老1割	崎老2割	崎老限有	崎老限無	崎老償還	崎老多数	高齢障	市高齢障						
4	保険公費種別区分	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7						
5	法別番号チェック区分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
6	検証番号チェック区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						
7	受給者検証番号チェック区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						
8	公費主保区分	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3						
9	年齢(開始-終了)	0 - 18	0 - 18	0 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 999	68 - 69	68 - 69	70 - 74	70 - 74	68 - 74	70 - 74	65 - 999	65 - 999						
10	点数単価	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10						
11	レセプト負担金額	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
12	レセプト請求(印刷)	2	3	2	3	2	3	3	3	3	3	3	3	2	2						
13	レセプト記載	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
※	所得情報			本人	低所得	低年金	本人	低所得	低年金					低所得	低年金	低所得	低年金	低所得	低年金		
14	外来負担区分	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	0	1	2	2	2	2
15	1回負担割合	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10	20	20	10	10	10	0	10	0	0	0
16	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	1日上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	1月院内上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8000	8000	18000	0	18000	0	0	0
21	1月院外上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8000	8000	18000	0	18000	0	0	0
22	1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	薬剤負担	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	入院負担区分	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	3	1	2	2	2	2
25	1回負担割合	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10	20	20	10	10	10	100	10	0	0	0
26	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	1日上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	1月上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	24600	24600	24600	24600	24600	15000	57600	0	44400	0	0	0
31	1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	1日食事助成額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	食事療養費	3	3	1	3	3	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	1	3

(注) 子ども医療費 「子社国」(社保もしくは市町村国保患者に適用下さい)、「子組合」(国保組合患者、および同月内に全国公費(『特』扱い)との併用がある市町村国保患者)に適用下さい  
 ※市町村制度で法別82で始まる負担者番号もありますがこちらをご使用ください。

重度心身障害者(児)医療費 「障害社国」(社保もしくは市町村国保患者に適用下さい)、「障害組合」(国保組合患者、および同月内に全国公費(『特』扱い)との併用がある市町村国保患者)に適用下さい  
 ※市町村制度で法別80で始まる負担者番号もありますがこちらをご使用ください。平成31年4月より一般は食事療養費の助成対象外です。  
 ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(4)」タブの「限度額認定証が無い場合の特別計算(高齢者)」を左「2」、右「1」で、設定を行ってください。  
 ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(2)」タブの「食事療養費」付加設定—低所得タブ、低年金タブの「生活療養(食事)、生活療養(環境)」を左「3」、右「0」で設定を行ってください。  
 平成31年3月26日バッチ「管理番号:kk55186」をご参照ください。

母子父子家庭等医療費 「母子社国」(社保もしくは市町村国保患者に適用下さい)、「母子組合」(国保組合患者、および同月内に全国公費(『特』扱い)との併用がある市町村国保患者)に適用下さい  
 ※市町村制度で法別86、88で始まる負担者番号もありますがこちらをご使用ください。  
 ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(4)」タブの「限度額認定証が無い場合の特別計算(高齢者)」を左「2」、右「1」で設定を行ってください。

高崎老人医療費 高崎市で運用されている高齢者(市町村)公費です。68、69歳の非課税世帯が対象者のようです。平成26年度より2割負担。既対象者は経過措置として74歳まで1割負担です。  
 「崎老限有」(経過措置対象者であり70~74歳で限度額認定証を持っている場合に適用ください。)  
 「崎老限無」(経過措置対象者であり70~74歳で限度額認定証を持っていない場合に適用ください。)  
 ※平成29年8月より月上限額の変更(外来一年間上限「年間144,000円」となるようですが償還払いの為、窓口負担は変わらないようです)、平成30年8月より月上限額の変更  
 「崎老償還」(高崎市国保以外の保険で入院の場合に適用ください。償還払いとなるようですが福祉請求書への記載は必要のようです。)  
 「崎老多数」(経過措置対象者であり70~74歳で限度額認定証を持っていない多数回の方が対象。入院の上限額において過去12ヶ月で3回以上上限額まで支払った場合、4回目以降は上限額が異なります。該当患者に適用下さい。)  
 なお、市町村公費のため今後の制度変更対応はユーザにてカスタマイズ対応下さい。

後期高齢重症障害医療費 平成26年4月より患者負担1割の制度(保険番号155)は廃止となるようです。既に受給者証をお持ちの方は継続して1割となります。  
 「高齢障」(後期高齢者で県制度対象者に適用下さい)※平成31年4月より一般は食事療養費の助成対象外です。  
 ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(2)」タブの「食事療養費」付加設定—低所得タブ、低年金タブの「生活療養(食事)、生活療養(環境)」を左「3」、右「0」で設定を行ってください。  
 平成31年3月26日バッチ「管理番号:kk55186」をご参照ください。  
 「市高齢障」(後期高齢者で市町村制度対象者に適用下さい)※平成31年4月より一般は食事療養費の助成対象外です。  
 ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(2)」タブの「食事療養費」付加設定—低所得タブ、低年金タブの「生活療養(食事)、生活療養(環境)」を左「3」、右「0」で設定を行ってください。  
 平成31年3月26日バッチ「管理番号:kk55186」をご参照ください。

※平成21年8月以降、負担者番号が8桁となる(市町村によって時期は異なる)